

盛岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

令和4年2月10日

総務部

市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化を目指し、市の機関等に係る申請・届出等の手続を、インターネット等の情報通信手段その他の情報通信技術を活用する方法により行うにあたって必要となる事項を定めた「盛岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(案)」を、令和4年3月市議会定例会に提出するにあたり、その内容について報告するものである。

1 条例制定にいたる背景

- (1) 令和元年改正の「情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律」(通称：デジタル行政推進法)では、国において法律等を根拠とする手続等の情報通信技術を活用した行政の推進について定めるとともに、地方公共団体においても「条例又は規則に基づく手続について、(当該法令に定める)手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない」(第13条第1項)と規定された。
- (2) 本市では、令和3年9月に「盛岡市行政DX推進計画」を策定し、国が示した子育てや介護などの27手続きに加えて、各種の行政手続きについても可能な限りオンライン化を進めることとした。
- (3) 上記を踏まえ、今後、従来の書面等による取扱いに加えて、条例や規則等を根拠とする手続きに係るオンライン化を円滑に進めるにあたり、共通する事項や基本的な方針について定めるため、「盛岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定しようとするもの。

2 条例(案)の概要

(1) 目的(第1条)

情報通信技術を活用した行政の推進に資するため、情報通信技術を利用する方法によって手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与すること。

(2) 電子情報処理組織による申請等(第3条)

条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで行うことができることとする。

また、申請等に係る到達時期を定めるとともに、申請時に必要な署名や使用料・手数料の支払い等において、市長等が定める方法により行うことができることとする。

(3) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができることとする。

また、処分通知等に係る到達時期を定めるとともに、処分通知等で必要な署名等において、市長等が定める方法により行うことができることとする。

(4) 電磁的記録による縦覧等（第5条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等について、電磁的記録による縦覧等を行うことができることとする。

(5) 電磁的記録による作成等（第6条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録の作成等により行うことができることとする。

(6) 適用除外（第7条）

申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や許可書等の書面を事業所に備え付ける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続等について、市長等が定めたものは適用しないこととする。

(7) 添付書面等の省略（第8条）

行政機関間の情報連携等により入手・参照できる情報に関する添付書類について、市長等が定めようとして添付を不要とする。

※) 上記のほか、第2条では用語の定義、第9条では条例の規定によるオンラインで行うことができる行政手続きの状況に係る公表、第10条では条例施行に関し必要な事項を市長等が定めることを規定するものである。

3 施行期日

公布の日